

作業停止計画調整スケジュール変更の概要

2024年5月29日
電力広域的運営推進機関

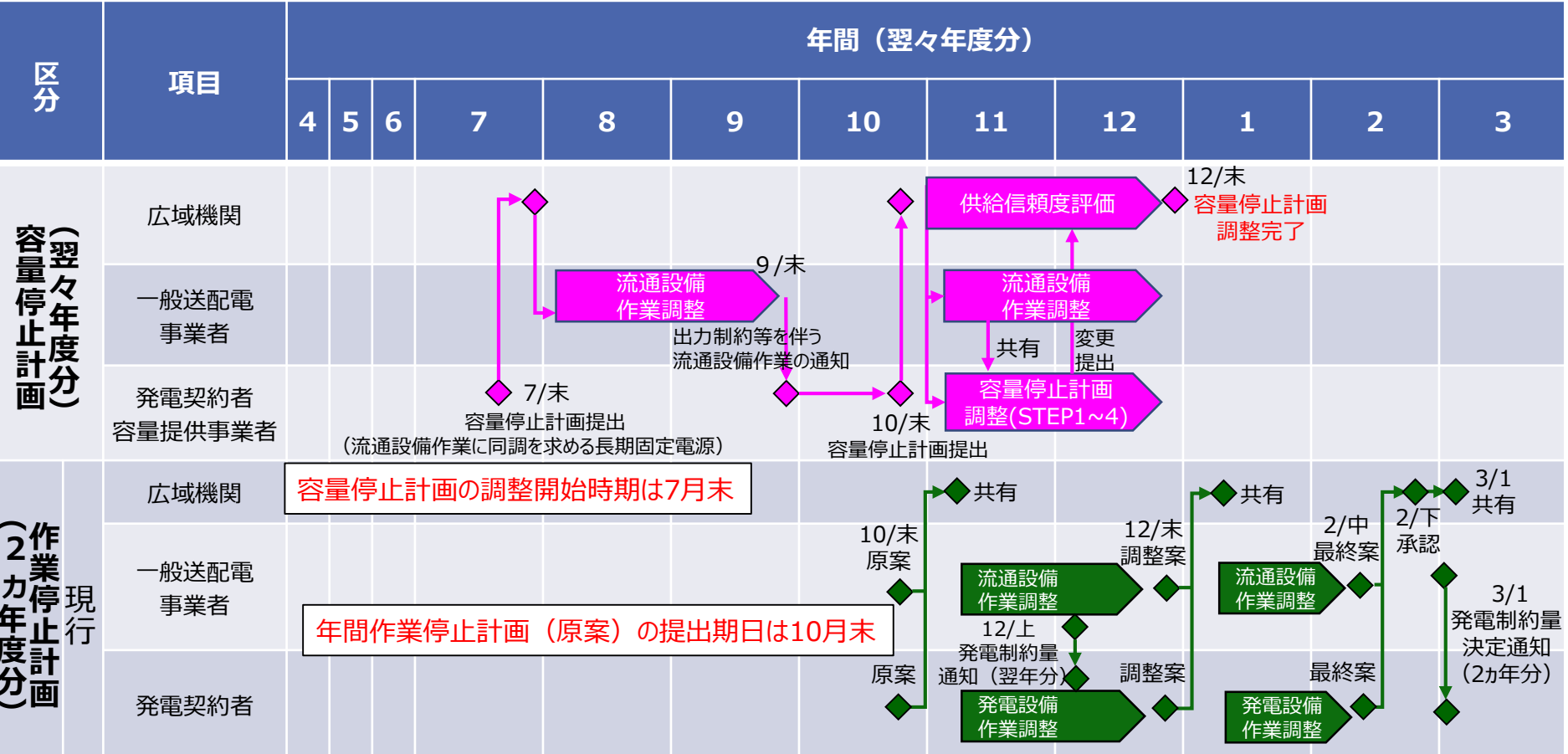
- 容量停止計画と作業停止計画の調整スケジュールを整合させることにより、作業停止計画策定における各種対応の最適化を目的に、作業停止計画スケジュールの変更を実施します。

- 変更のポイントは以下のとおりです。
具体的な変更内容は次スライド以降それぞれ説明します。
 - ① 容量停止計画と作業停止計画の「調整開始時期」を一致させる。
 - ② 容量停止計画と作業停止計画の「調整可能期間」と「決定時期」を一致させる。

① 容量停止計画と作業停止計画の「調整開始時期」を一致

①容量停止計画と作業停止計画の「調整開始時期」を一致

■ 容量停止計画では、7月末までに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画が提出され、一般送配電事業者は8～9月に流通設備作業の同調について調整を行う必要がある。現状のスケジュールではそれぞれ調整開始時期が異なるが、これを整合させることにより一体的な作業調整が可能となる。



容量停止計画の調整開始時期は7月末

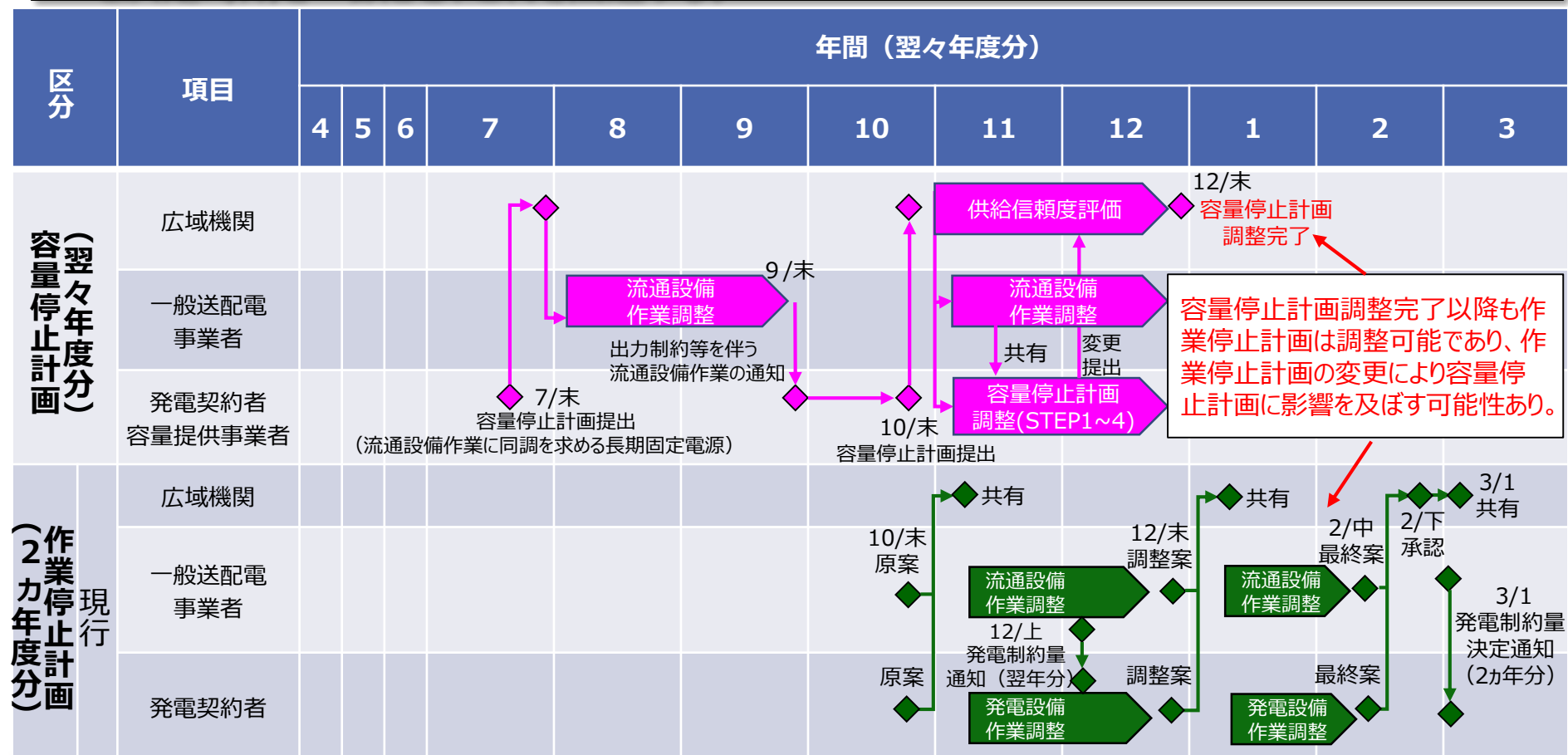
年間作業停止計画（原案）の提出期日は10月末

凡例：
◆ 容量市場業務マニュアル
◆ 業務規程 送配電等業務指針 作業停止計画調整マニュアル

② 容量停止計画と作業停止計画の「調整可能期間」と「決定時期」を一致

②容量停止計画と作業停止計画の「調整可能期間」と「決定時期」を一致

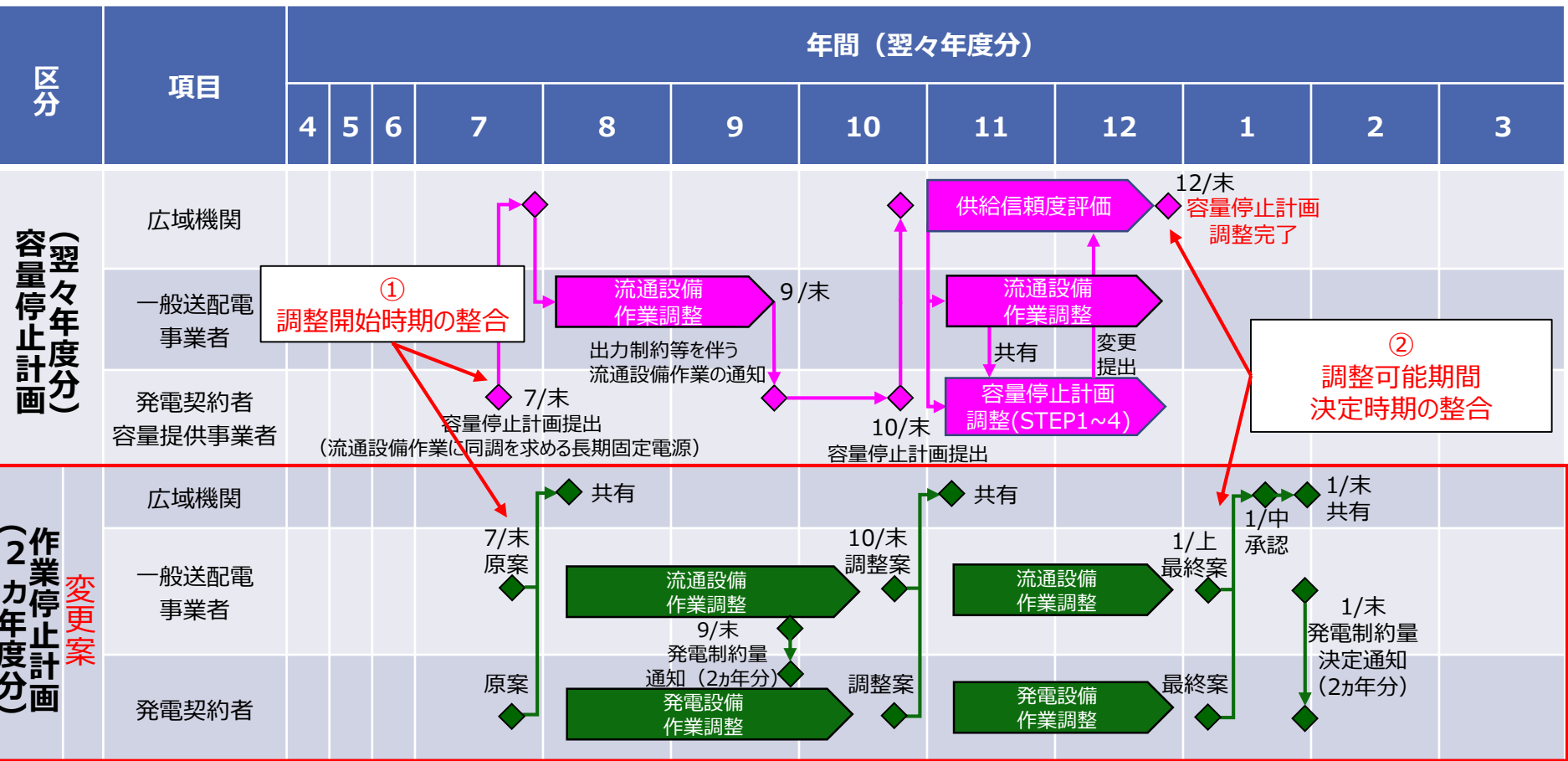
■ 容量停止計画は、11～12月に調整を行い12月末に調整完了するスケジュールとなっているが、作業停止計画は2月中旬の最終案提出まで調整可能であり承認は2月下旬となっている。よって現状は容量停止計画の調整完了以降においても作業停止計画は調整可能であることから、容量市場の約定電源に関連する流通設備作業停止計画の変更などが発生した場合、調整完了している容量停止計画を変更しなければならない可能性があるため、調整可能期間と決定時期を一致させ、これを回避する。



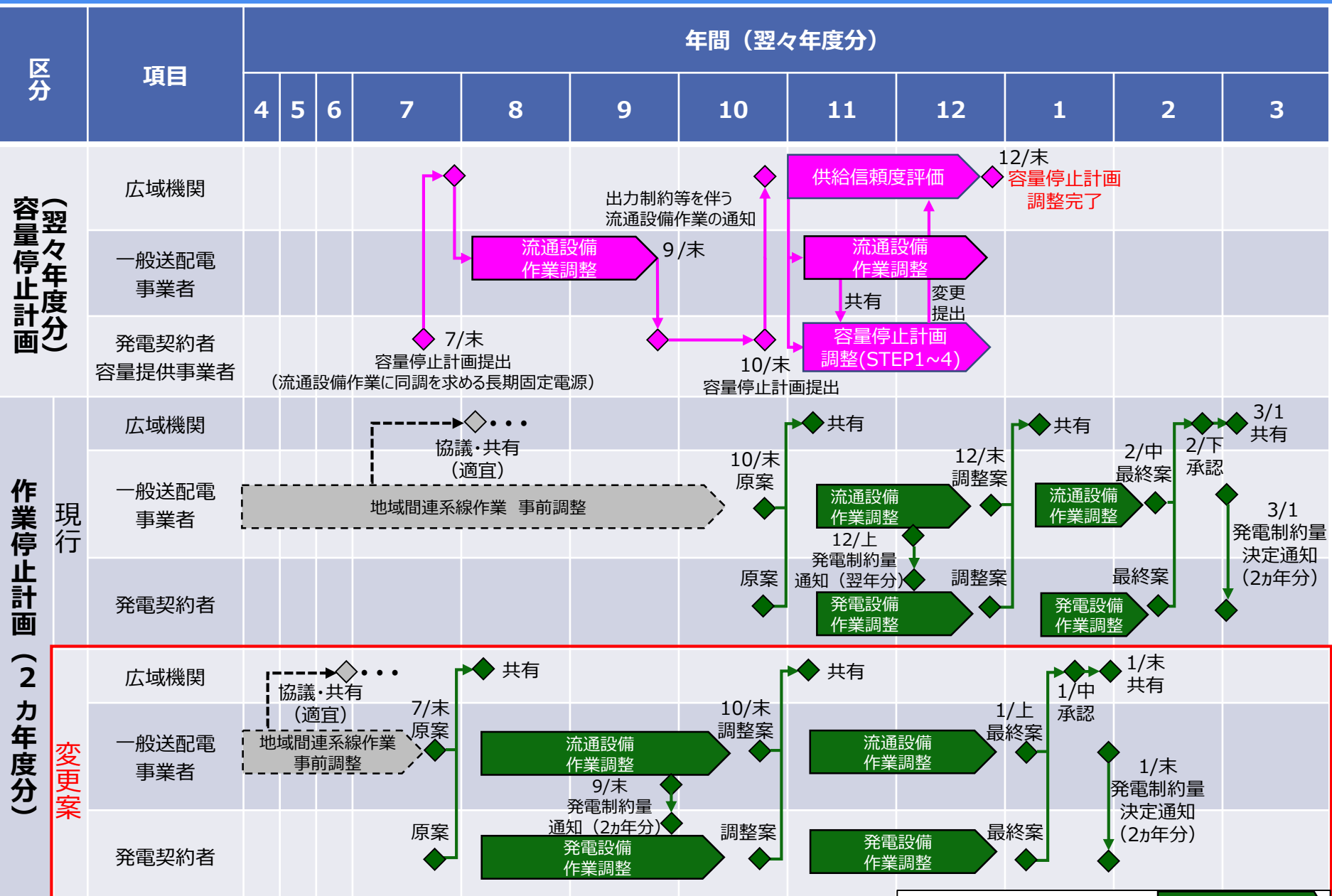
作業停止計画調整スケジュール変更案

作業停止計画調整スケジュール変更案

- ① 7月末の長期固定電源の容量停止計画の提出に合わせて、作業停止計画の原案提出を7月末へ前倒しし、8月以降、一体的な作業調整を可能とする。
- ② 容量停止計画に合わせて作業停止計画の調整期間を8～12月末で一致させ、12月末の容量停止計画調整完了後、その結果を反映して作業停止計画の最終案提出を1月上旬に提出、1月中旬に承認することとし、調整可能期間、決定時期を整合させる。



作業停止計画調整スケジュール変更案（新旧比較）



容量停止計画
(翌々年度分)

現行
作業停止計画
(2カ年度分)

変更案
作業停止計画
(2カ年度分)

凡例：
 ◆ 容量市場業務マニュアル
 ◆ 業務規程 送配電等業務指針 作業停止計画調整マニュアル

- 電力設備の点検や修繕等の作業は電力設備の停止に伴うことから、設備容量超過等による系統利用の制限や、停電の発生リスクが高まるおそれがあるため、作業日程の調整や作業中の電力系統構成等の検討が必要となる。
- このため作業を計画する一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電契約者及び実同時同量の契約者といった作業停止計画提出者は、送配電等業務指針第 230 条第 1 項、第 232 条、第 234 条第 1,3 項、第 236 条第 1,3 項、第 241 条第 1～3 項及び第 242 条第 2,3 項の規定に基づき、作業停止計画を広域機関若しくは一般送配電事業者に提出する。
- 作業停止計画の調整にあたっては作業停止計画提出者と一般送配電事業者間の協定や申合せに基づく窓口での対応を基本とし、送配電等業務指針第 244 条第 1 項の規定に基づき、広域機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行う

